

令和3年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和3年2月17日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和3年2月定例会

日 時 令和3年2月17日（水）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1.出席議員（12名）

1番 きせ恵美子	2番 津本裕子
3番 比留間洋一	4番 山崎とも子
5番 木戸岡秀彦	6番 二宮由子
7番 中村庄一郎	8番 森田真一
9番 石黒照久	10番 鈴木明
11番 波多野健	12番 渡邊一雄

2.欠席議員（0名）

3.出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
助 役 伊藤俊哉	会 計 管 理 者 石川進司
事 務 局 長 村上哲弥	総 務 課 長 谷川知治
業 務 課 長 田野倉勇	計 画 課 長 伊藤智
参事(施設更新) 小暮与志夫	総務課長補佐 藤野信一
業務課長補佐 片山敬	業務課長補佐 三野正彦

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1 号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 2 号 小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改
正する条例
- 第 5 議案第 3 号 令和 2 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第
2 号）
- 第 6 議案第 4 号 令和 3 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する
市の分担金額について
- 第 7 議案第 5 号 令和 3 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前9時30分 開議

○議長【中村庄一郎】 皆さん、おはようございます。

それでは、本日は会議時間を30分早めまして9時30分といたしましたので御了承願いたいと思います。

また、議事終了後、議員説明会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ここで、会議に先立ち謹んで御報告を申し上げます。

藤野勝副管理者が、去る2月3日に逝去されました。ここに藤野勝副管理者の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立を願います。黙禱。

(黙 禱)

○議長【中村庄一郎】 お直りください。

議事に入ります前に申し上げます。御案内のとおり、現在新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されております。こうした中での議会となりますことから、議員の皆様には、マスクの着用などとともに議会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【中村庄一郎】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いま

すが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【中村庄一郎】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

2番 津本裕子議員

5番 木戸岡秀彦議員

10番 鈴木明議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長【中村庄一郎】 日程第3議案第1号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました議案第1号につきまして説明申し上げます。

本案は、専決処分を行いました小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例につきまして御承認をいただくために提案するものでございます。民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正をしたものでございます。

改正の内容でございますが、期末勤勉手当の支給月数の改定でございます。令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き下げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を「4.65月」から「4.55月」としたものでございます。

なお、令和2年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げたものでございます。再任用職員につきましても同様に、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き下げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を「2.45月」から「2.4月」とし、令和2年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げたものでございます。また、会計年度任用職員につきましても同様に、令和3年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き下げ、年間の期末手当の支給月数を「2.6月」から「2.5月」とし、令和2年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げたものでございます。

以上が本案の内容でございます。

なお、小平市におきましては、令和2年12月定例会で同様の改正を行っているところでございますが、組合においても11月30日までに施行する必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。また、改正の内容につきましては、職員全員に説明をし、了承を得ているところでございます。御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○8番【森田真一】 数点伺います。今御説明があったとおり、衛生組合の職員さんの給与に規定については、小平市さんの規定とそろえていくというのが基本になっていますので、本議案については全体としてはやむを得ないところなのかなと思っております。一応念のために再度確認なんです、1つは、この改定に伴って、その他のところで処遇について改善の要望等があったのかどうかということが1点と、それから会計年度任用職員も、先ほど全職員に説明されたということなんです、その中に含まれているのかということを確認したいと思います。

以上です。

○総務課長【谷川知治】 条例の改正の内容につきましては、事前に職員全員に説明させていただき了承いただいておりますけれども、その中には会計年度任用職員が2名おりますけれども、その2名も含めて説明をし、了解を得ているところでございます。その段階で特段その他要望事項というものはいただいておりません。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第1号「専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」、本案を原案のとおり承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合行政財産 使用料条例の一部を改正する条例

○議長【中村庄一郎】 次に、日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして説明申し上げます。

本案は、小平市において、東京都が多摩26市の固定資産税評価額の平均額から算定した市部の単価を準用していた使用料単価を地域に見合った適正な価格を反映した市独自の使用料単価に改めることを受けまして、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、電柱等の使用料単価を改定するとともに、設置者の急激な負担増を避けるため段階的に引き上げる経過措置をいたします。また、合わせまして法改正に合わせた用語の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行し、用語の改正につき

ましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が本案の内容でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第2号「小平・村山・大和衛生組合行政財産
使用料条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成
の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決とするこ
とに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 令和2年度小平・村山・大和衛生組 合一般会計補正予算(第2号)

○議長【中村庄一郎】 次に、日程第5、議案第3号「令和2年度小平・村
山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして説明

申し上げます。

本案は、令和2年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,052万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,625万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

○事務局長【村上哲弥】 令和2年度一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,052万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,625万2,000円とするものでございます。

ページを2枚おめくりください。左側のページ第2表債務負担行為補正でございます。新ごみ焼却施設の建設に当たり、今後、施設で発電した電力を売電するには、これに対応した特別高圧線6万6,000ボルトを引き込むことが必要であり、このことにつきましては、東京電力パワーグリッド株式会社に電力受給契約を申し込み、同社が工事等を行うこととなります。本件は、この特別高圧受電に向けて組合が負担する工事費負担金について設定するものでございます。

次に、右側のページの第3表地方債補正でございます。新ごみ処理施設建設事業につきまして、当初予算では組合で試算した工事請負費を基としていまし

たところ、工事請負者との設計協議を経て本年度分の工事出来高等が定まりました。これを基とした起債可能額に応じまして起債限度額を1億円減額するものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。

2款使用料及び手数料1項1目総務使用料は、不燃・粗大ごみ処理施設の建物内に新たに設置された自動販売機1台分の使用料の増でございます。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は、各基金に運用益として定期預金利子があったことにより増額するものでございます。

5款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、後ほど説明いたします歳出の減に伴い減額するものでございます。

同項2目施設整備基金繰入金は、地方債補正について説明いたしました経過により、新ごみ処理施設建設工事の本年度分の工事出来高等に応じて基金の繰入れを増とするものでございます。

次に、7款諸収入2項1目雑入は、施設廃材等の売払いがあったことなどによる増額のほか、容器包装リサイクル協会からの拠出金を計上するものでございます。

8款組合債は、先ほど地方債補正について説明申し上げましたとおりでございます。

6ページ、7ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。

初めに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費のうち1節報酬は、会計年度任用職員の勤務日数が当初見込みより減となったことにより減額するものでございます。2節給料、3節職員手当等及び4節共済費では、職員の異動等による変動分を減額するほか、職員の時間外勤務が見込みを上回ったこと

などに伴う増額をするものでございます。

1つ置きまして10節需用費は、各種イベント用の啓発品についてイベントの中止に伴い購入がなかったこと、場内設置の交換の必要がある消火器について、解体する粗大ごみ処理施設に設置していた消火器と入れ替えることで購入を不要とすることができたことなどから減額するものでございます。

1つ置きまして、12節委託料は、健康診断等委託では、2次健診受診者の減により、広報紙作成業務委託及び施設等維持管理委託は、契約差金が生じたことによりそれぞれ減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料は、コピー機の使用料について使用実績が見込みを下回ったこと、自動車借上料等について、連絡協議会の施設見学を取りやめたことによりそれぞれ減額するものでございます。

なお、8節旅費、10節需用費のうちの食糧費及び11節役務費の減額は、いずれも連絡協議会の施設見学会を取りやめたことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、えんとつフェスティバルを中止したことに伴いえんとつフェスティバル実行委員会への補助金を皆減するものでございます。

続いて、同項2目財産管理費でございますが、11節役務費は、不燃・粗大ごみ処理施設の損害保険料について、保険料が見込みを下回ったことによる減額等でございます。13節使用料及び賃借料は、小平市からの土地借上料について見込みで計上していたところ、実際の借上料がこれを下回ったため減額するものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。24節積立金につきましては、歳入で説明いたしました運用益の増を基金に積み立てるためそれぞれ増額するほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金を積み立てるものでございます。このことは資源物中間処理施設の稼働に伴う分担金に

関する調整で、容器包装リサイクル協会からの拠出金は、3市の当該年度の投入実績に応じて案分し、翌々年度の分担金から控除することとしたため、それまでの間、財政調整基金で保管するものでございます。

3項1目余熱利用施設費は、12節委託料につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月、5月に足湯を休場した間及び焼却炉定期点検のための休場の際の施設管理業務委託料を減額するものでございます。

次に、3款塵芥処理場費1項2目塵芥処理維持管理費でございます。10節需用費では、電気料金について、不燃・粗大ごみ処理施設のための臨時受電が予定より短期間で完了できたことから減額するものでございます。12節委託料では、新ごみ焼却施設の建設に当たって、解体する施設の清掃作業の一部と残存した薬品の処分を解体工事の進捗に応じて来年度での実施としたこと等により減額するものでございます。26節公課費は、排ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が見込みより減となったことによる大気汚染負荷量賦課金の減額でございます。

次に、1項3目資源物処理維持管理費でございます。10節需用費は、光熱水費について、上下水道の使用料が少なかったことにより減額するものでございます。12節委託料は、契約差金があったことによる施設等維持管理委託及び測定等委託の減のほか、機器等保守整備委託について、今年度を実施したプラントメーカーによる総合点検の結果を踏まえ、予定していた点検整備業務の一部の実施を不要としたこと等による減額でございます。

2項1目塵芥処理場建設費でございます。12節委託料につきましては、新ごみ処理施設建設工事工事監理委託で、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。14節工事請負費につきましては、地方債補正などの説明で申し上げております新ごみ処理施設建設工事について、設計協議を経た今年度出来高に応じまして、今年度の支払い額を減額するものでございます。18節

負担金、補助及び交付金は、小平市道第A-3号線の移設に伴う東京都水道局による水道管の移設について、東京都に負担金の支払いをいたしました。工事費の確定後、東京都から差金の返金がありましたため減額補正するものでございます。

次の10ページ、11ページにかけましての4款公債費は、令和元年度に借り入れた起債において、当初借入利率0.2%を見込んでおりましたところ、これを下回る利率となったことに伴う減額でございます。

次の13ページからは、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債現在高に関する調書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第3号「令和2年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、本案を原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 4 号 令和 3 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第 7 議案第 5 号 令和 3 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【中村庄一郎】 次に、日程第 6、議案第 4 号「令和 3 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び日程第 7、議案第 5 号「令和 3 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上 2 件については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして一括して説明申し上げます。

組合の運営につきましては、新たに稼働いたしました資源物中間処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を含めました既存の処理施設の適切かつ計画的な維持管理、運転を行い、効率的、安定化にごみと資源物を処理してまいりますとともに、3 市の市民の皆様が将来にわたって安心して快適な生活を送ることができるよう、ごみ処理施設の更新を着実に進めてまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和 3 年度の予算総額は、3 5 億 4,0 0 0 万円でございます。分担金につきましても、令和 2 年度と比較しまして 2 億 6,0 0 0 万円多い 2 3 億 9,0 0 0 万円の御負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、令和3年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページを御覧ください。事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にございますとおり、関係法令を遵守し、効率的かつ安定化に、受け入れたごみ及び資源物の処理を行ってまいります。既存の処理施設については、適正な維持管理及び運転を行うとともに、新ごみ処理施設建設工事を着実に進めてまいります。工事期間中は、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託等により、組織市のごみの処理に支障を来さないよう、方策を講じてまいります。また、引き続き地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいります。

次に、(2)の令和3年度主要工事等でございますが、既存の4、5号ごみ焼却施設の定期的な補修工事等を実施いたします。また、新ごみ処理施設建設工事を進めますとともに、家庭などから排出される可燃ごみの一部を多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理していただく可燃ごみ処理委託を開始いたします。

次に、2ページを御覧ください。組織市3市から組合へのごみ・資源物の搬入量の見込量でございます。令和3年度は、可燃ごみが5万9,555トン、不燃・粗大ごみが計5,332トン、これら合計で6万4,887トンを見込んでおります。

なお、可燃ごみの搬入量には広域支援量を含んでおります。前年度の当初予算時と比べ692トン多い見込みとなっております。資源物につきましては、容器プラが計3,511トン、ペットボトルが計875トン、これら合計で4,386トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ289トン少ない見込みとなっております。

右側の3ページに処理の流れをお示してございます。前年度からの処理の変更点でございますが、このページの左の上から2つ目の枠に4・5号ごみ処理焼却施設とございますが、前年度まで稼働しておりました3号ごみ焼却施設の稼働終了によりまして枠内の処理量が1万1,800トンほど減となります。このことから、上段の枠にございますとおり、多摩地域の他の市町村等への広域支援としての可燃ごみ処理委託を令和3年度から開始してまいります。

なお、令和3年度の可燃ごみ処理の委託先といたしましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき協議を進めました結果、ふじみ衛生組合、柳泉園組合及び西多摩衛生組合の3団体を予定してございます。

次に、3枚おめくりいただき、8ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の令和3年度算出資料でございます。分担金の算出方法につきましては、塵芥処理等分といたしまして、運営経費と施設整備基金積立金を、10%を3市均等に、90%を令和元年度のごみ搬入量に応じて3市で案分した金額としております。また、資源物中間処理施設の運営経費につきましては、資源物処理分といたしまして、10%を3市均等に、90%を令和元年度の資源物搬入量に応じて3市で案分した金額としております。

なお、精算額の欄がございますが、こちらは令和元年度の分担金につきまして、同年度の実績搬入量により分担金の再計算した結果の過不足の精算、及び容器包装リサイクル協会からの拠出金を3市の令和元年度の搬入量に応じて案分して、令和3年度の分担金から控除するものでございます。令和3年度の分

担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、一番右下の欄にございますとおり、23億9,000万円をお願いするものでございます。前年度と比較しまして2億6,000万円の増とさせていただいております。

続きまして、予算書に沿いまして内容を説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。議案第5号の第1条に記載のとおり、令和3年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ35億4,000万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして9億300万円の増額でございます。

2枚おめくりください。第2表地方債でございます。新ごみ処理施設建設事業で借入れを予定してございます。

ページを4枚おめくりいただき4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、先ほど説明申し上げましたとおりでございます。

2款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱等の使用料でございます。

3款国庫支出金は、新ごみ処理施設建設工事等にかかる循環型社会形成推進交付金でございます。

4款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。

5款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から分担金などの一般財源及び国庫支出金などの特定財源を除いた財源の繰入れをするものでございます。施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事費及び同工事の工事監理委託費に充当するものでございます。

6款繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款諸収入でございます。1項1目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。2項1目雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売払いなどを

見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では2,000円の計上としてございます。

8款組合債は、新ごみ処理施設建設事業にかかる起債でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。

1款議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、各年で実施しております行政視察の旅費等を計上してございます。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1節報酬は、審査会の委員及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。2節給料は、特別職及び一般職の給料でございます。3節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末・勤勉手当でございます。

次の8ページ、9ページにかけまして4節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。7節報償費は、研修会講師の謝礼等でございます。8節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。9節交際費は、昨年度と同額でございます。10節需用費は、事務事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。11節役務費は、インターネット使用料及び施設見学時の傷害保険料でございます。12節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守設備委託でございます。13節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

次の10ページ、11ページにかけましての18節負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、職員の研修などの負担金、地域共生事業えんとつフェスティバル及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。2目財産管理費でございます。10節需用費は、車両の燃料費、車両の修繕料などがございます。11節役務費は、電話料、損害保険料などがございます。13節使用料

及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などでございます。24節積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき組合固有職員給料の8%相当分を、財政調整基金は、前年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては、1億5,300万円をそれぞれの基金の運用益と合わせ積立てをいたします。26節公課費は、自動車重量税でございます。3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。2項1目監査委員費には、監査委員の報酬及び所要の経費を計上いたしました。

12ページ、13ページの3項1目余熱利用施設費は、足湯施設こもれびの足湯の管理運営に要する費用でございます。7節報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。11節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。12節委託料は、施設の管理や警備及び水質検査に要する費用でございます。13節使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項1目塵芥処理総務費8節旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。13節使用料及び賃借料は、資源物の売却先への立入検査等にかかる有料道路通行料でございます。18節負担金、補助及び交付金は、研修会、講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。2目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

次の14ページ、15ページにかけましての10節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要薬品油脂類、施設の運転にかかる電気料金、施設の修繕料などでございます。11節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料及びごみクレーンの法定検査料などでございます。12節

委託料でございます。参考資料の13ページ下段から14ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などのほか、可燃ごみ処理の広域支援、不燃・粗大ごみ処理施設の破碎残渣の再資源化、使用済み小型家電のリサイクルなどを計上しております。広域支援としての可燃ごみ処理委託の開始などによりまして、処理・処分等委託といたしまして、前年度比で4億9,700万円ほどの増とさせていただいております。施設等維持管理委託は、焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

次に、14節工事請負費でございます。予算書では14ページ、15ページの下段、参考資料では15ページに詳細を記載してございます。

焼却施設では、燃焼設備の定期的な補修等のほか、その他共通工事では、緊急を要する故障が発生した際に迅速な対応を行うための緊急故障対策費を計上しております。前年度では、4・5号ごみ焼却施設の各種補修工事を重点的に実施しましたところ、これらが順調に完了しておりますため、この14節は前年度比で2億1,300万円ほどの減としております。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページ下段を御覧ください。15節原材料費では、焼却炉のストーカー部品等を購入するものでございます。17節備品購入費は、施設の運転管理に必要な器具を購入するものでございます。26節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、3目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。参考資料の15ページから17ページに詳細を記載してございますので、合わせて御覧ください。

10節需用費は、臭気対策VOC脱臭等に要する薬品類、選別した資源物の

梱包に必要なバンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費等を計上しております。11節役務費は、電話料、建物総合損害保険料等でございます。12節委託料は、プラント運転、残渣の運搬、環境測定、各種機器の保守点検に要する経費でございます。

予算書に戻りまして16ページ、17ページの13節使用料及び賃借料は、コピー機等の借上料でございます。

続きまして、2項1目塵芥処理場建設費でございます。8節旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。10節需用費は、事業用消耗品等でございます。

18ページ、19ページにかけましての12節委託料は、施設整備にかかる支援業務、新ごみ焼却施設の設計に応じた東京都への環境影響評価にかかる変更届の作成業務、新ごみ焼却施設の建設に伴う周辺生物等への影響を確認する環境パトロール等のほか、新ごみ処理施設建設工事工事監理業務の委託料を計上しております。14節工事請負費は、新ごみ処理施設建設工事でございます。

次に、4款公債費でございます。1項1目元金は、平成28年度及び平成29年度の起債の元金の償還でございます。同項2目利子は、平成28年度から令和2年度までの起債の利子の償還でございます。

5款予備費には、1,313万8,000円を計上いたしました。

次の20ページから25ページまでは、給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

26ページ、27ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、令和3年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた令和3年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長【中村庄一郎】 ありがとうございます。提案説明が終わりました。
質疑に入ります。

○12番【渡邊一雄】 御説明ありがとうございます。まず1点目は、参考資料の7ページ、ごみ・資源物の処理経費単価等の推移のところ、分担金とごみ処理量、このそれぞれの推移について伺いたいんですが、平成28年度からこの表では載っていますけれども、分担金は右肩上がり、ごみ処理量については令和2年、3年での見込みでは微増となっていますけれども、28年度に比べれば確実に減少していると、これは各市の様々な努力によって減量が進んでいると思うわけですが、これを少し遡って平成22年頃がどうなっていたかというのを分かる範囲で、少し遡って分担金と、それから1人当たりのごみ処理量、これがどうなっているのかを伺います。

2点目は、同じく参考資料の3ページに、令和3年度のごみ・資源物の搬入量の見込みのところ、資源物の受入れから搬出、処分の流れと、それからどれくらい搬出处分されているのかという分量が載っております。プラごみの海外での受入れが輸入規制などによって困難になっている状況で、適切に資源化、処分されているのかという不安がやはりある中で、プラごみの行き先、容リプラベール、それからペットボトルベールというのがどこに行き、どういうふう処理されているのかというのを伺います。

最後3点目なんですけども、予算書の11ページ、土地借上料のところなんですけれども、これは平成30年度までは地域環境対策負担金ということで、施設周辺の環境整備をお願いするという形で計上されていたものが、翌年度からは土地借上料に含めるということで、これは廃止になっております。当時周辺の環境整備という目的が曖昧になってしまうんじゃないかという懸念も出されておりましたけれども、現状で周辺環境整備ということで、中島町、あるいは桜ヶ丘の周辺環境整備ということで、何か特段の配慮がされているのかどう

か、この3点について伺います。

○総務課長【谷川知治】 第1点目でいただきました平成22年度の分担金額等でありますけれども、平成22年度におきましては、分担金につきましては、14億7,000万円でございます。ごみ量につきましては7万5,287トン、1人当たり処理量としましては222キログラムという、手元の資料ではそのような記録がございます。

1点目については以上でございます。

○業務課長補佐【片山敬】 それでは、2点目の資源の行き先とどのような利用をされているかという御質問にお答えいたします。容器包装プラスチックにつきましては、昭和電工川崎事業所、こちらに引き取られておりまして、具体的には破砕機にかけて、さらに異物を取り除いた後に成型プラに加工しておりまして、その後、成型プラはガス化炉を通りまして、水素と二酸化炭素の合成ガスを生成する、ここから水素を取り出して主にアンモニアの製造、二酸化炭素についてはドライアイス、それから液化炭酸ガスとして再利用されている、こういう状況でございます。

次に、ペットボトルでございますけれども、こちらはジャパンテック株式会社東日本MRセンター、茨城県に行っておりまして、手法としてはマテリアルリサイクル、こちらも開梱しまして不適物をさらに取り除いて粉碎、フレーク状にしまして売却している、そのほか需要先の状況に応じまして、このフレークをさらに熱で溶かしまして、粒状のペレットにして再商品化製品、こちらの利用事業者販売されているということでございます。販売されておりますが、販売先では、さらにペットからペットという、ペットボトルを製造したり、日用品や、それから繊維、こちらに利用されている、こういう状況でございます。

以上です。

○総務課長【谷川知治】 3点目についてでございますけれども、土地の使用

料収入に地域環境対策負担金を含むということではございませんけれども、その当時様々な調整の中で、土地の使用料の減額を取りやめるですとか、そういった中で増となる土地使用料収入については、地域環境対策負担金の趣旨も尊重して、できる限り両施設の周辺環境の整備の充実に充てていただくということで、両市において配慮するというような形で整理させていただいております。そういったところで、具体的にということはなかなか難しいんですけれども、といった趣旨で施設周辺については道路の補修ですとか、そういったところで有効に使われているものと考えてございます。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 1点目に関して、平成22年当時が14億7,000万円、その後若干減少傾向に入って、それで平成25年12億7,000万円というのが、この間10年ぐらいでの一番低い分担金かと思えますけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 手元の資料の中では、25年度12億7,000万円が一番小さい額、低い額でございます。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 そうしますと、平成25年度の12億7,000万円から着実に分担金が増え続けている、一方で、1人当たりごみ処理量は着実に減っているという状況かと思えます。もちろん新施設の建設に関して負担が増えていくというのはあると思うんですが、施設の負担に関しての影響が出る前から増え続けていてということもあると思います。様々その年々で増える理由というのは説明されてきたと思うんですが、何が言いたいかといいますと、今、武蔵村山市でも廃棄物減量等推進審議会で、有料化も含めてごみを減らして、それで処理費用も減らしていこう、市の財政の負担軽減をしていこうということで一生懸命審議されている、だけど、ごみを減らせば処理費用も減っていく

んだということを信じてやっているという部分もあるんですが、どうもそうも言えない実態がこういうふうに示されているのかなと思うんですが、組合としては、ごみを減らしていけば処理料も減るということ、これは明確に言えるのかどうか、現状どうなっているのかという、その辺の認識はいかがでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 今、渡邊議員がおっしゃられたとおり、組合の経費につきましては、主な財源は分担金でございまして、その中には日々のごみ・資源物の処理のほか、この先の建設に関する経費、国庫補助金ですとか、地方債ですとか、そういったところでカバーできない部分を分担金で頂戴したりですとか、既存の施設につきましても、大きな補修工事があれば、やはり分担金をお願いするしかないという状況ですので、その年々のごみ量が多い少ないが必ずしも分担金の増減には直接にはつながらないということでは御理解をいただきたいと思えます。

私からは以上でございまして。

○12番【渡邊一雄】 もちろんごみ減量というのは、環境問題も含めて非常に大事な問題であるので、費用を減らすことだけが目的じゃないというのは分かっているんですけど、1つのモチベーションとしてどうなのかなと思う部分もあるので、こういう観点からすると、1つ造った施設、これを大事に長期的にできるだけ長く使うということも、こういった分担金を増やさない1つの有効な手段かと思うんですが、こういった観点、今回の新施設は、少なくとも30年使うという計画だと思うんですが、もっともっと長く大事に使うという視点は持っているのかどうかという点ではいかがでしょうか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 今お話がありましたように、新しい焼却施設は、DBOの期間としましては、運営としては新設稼働から20年間、これは施設を整備しながら運転と合わせて行っていくんですけども、要求水準の中では、20年で施設が終わりということではなくて、その先10年、30年間

使えるような形で最終的な整備を行っていくというような仕様になっておりますので、現状では30年間は適切に安定した稼働が見込めるというような形で考えております。もちろん大きな整備だけではなくて、日々の運営管理に関しましても、こちらもモニタリングという形でこれからも関わっていきますので、その辺もよく注意しながら、組合としても、また30年と言わずに、その先にまたその状況がどうなっているかというのは、現状では分かりかねるところもありますけれども、それを見据えて組合としては管理していこうと、そう思っております。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 非常に遠い先の話であるけども、でも、あつという間に20年、30年というのはまた来るのかなと思いますので、ぜひ長期的に考えたときに、日頃から処理をする側も、それからごみを出すほうも、どうしたら長く大事に使えるのかということも示していく必要があるかなと思います。

ちなみに今後の見通しとして、分担金はまだまだ上がり続ける見通しなのか、それとも今がピークで横ばい、あるいは下がっていく方向なのか、そういった見通しというのはどうでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 先々に参りますと、今回の新ごみ焼却施設の建設で起債しましたものの償還もやって参ります。一方で、今年度分担金を頂いて実施する建設期間中でのごみ処理に必要な経費、そういったものは減ってくるという部分がありますので、極端に大きく増となるということはなかろうとは思っておりますけれども、ただ、現時点、来年度の分担金額が上限であるということは、なかなかお約束は申し上げられないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 分かりました。ありがとうございます。

2点目のプラごみの行き先の件で、お聞きして思っていたことは、茨城県のペットボトルの処理の中で、不適物を乗り除いてから加工するというお話がありましたけど、その不適物はどこに行くのかというのは把握されているでしょうか。

○業務課長補佐【片山敬】 不適物の具体的な内容につきましては、容リ協会が検査をしまして、私どもが立ち会ったことがあるんですが、金属くず、それからシールのついたペットボトルが混じっている、ラベルというんですか、そういうものが主体となってこようと思いますけども、具体的な処分先、利用先については組合としては把握していない状況でございますけども、いずれにいたしましても容リ協会を通じての契約でございますので、適正に処理、または金属類については再利用されているんじゃないかなと考えてございます。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 ちょうど昨日のNHKの「クローズアップ現代」でプラごみの問題をやっていて、まさにペレットにしても、今販売がなかなか伸び悩んでいたり、処理し切れないものが、実は裏ルートで海外にまだ輸出されているというような報道もありました。不適物、この行き先は多分適切に処理されているだろうということではなくて、しっかりその先、最終的にどうなっているかということも把握していただきたいと思います。

これに関連して1つお聞きしたいのが、東大和市さんなんかでペットボトルの店頭回収が非常に進んでいるということで、本市の審議会の中でも、ぜひ参考にしていきたいというお話が出ているんですが、こうした店頭回収したペットボトルやプラというのが、その先どうなっているかというのは、組合としては情報は持っているのでしょうか。

○業務課長補佐【片山敬】 店頭回収につきましては、業者でやっておりまして、把握を残念ながらしていない状況でございます。しかしながら、市民の見

学等がありますと質問を受けますので、ジャパンテック、こちらに伺ったときにお聞きしましたら担当者の方も知らないということで、業者ルートについては把握していないという状況でございます。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 これはその先の責任ということで、しっかり把握する必要があるなと思います。直接は組合とは関係ないかもしれないんですけども、分かりました。

最後の3点目では、具体的には道路の整備とか、土地借上料の問題ですね、あるけれども、具体的には明確に、例えば公園が整備されている周辺地域の方に特段配慮がされているという明確なことは見えていないということだったんですけども、ぜひ各市でそういった特段の配慮ということで、かつての地域環境対策負担金の趣旨がきちっと反映されるように、重ねて要望をしておきたいと思います。

以上です。

○議長【中村庄一郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【中村庄一郎】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第4号「令和3年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の

挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【中村庄一郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 中 村 庄一郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 津 本 裕 子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 木戸岡 秀 彦

小平・村山・大和衛生組合議会議員 鈴 木 明